

○ 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）
 （傍線部分は改正部分）

第十二条	附則 削除	改正案	現行
第十二条	附則 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第号）の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第十六号の規定の適用については、同号中「第六十四条」とあるのは、「第一百一十条」とする。		

第一百二十四条	附則 削除	改正案	現行
（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）	（傍線部分は改正部分）		

第一百二十四条 施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第号）の施行の日前までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第一百三十七条第一項」とあるのは「第二百八十八条第一項」とする。